

電子申請届出システムについて

介護事業者がすべての地方公共団体に対して、「介護サービスに係る指定及び報酬請求(加算届出を含む)に関連する申請・届出」を簡易に行うことができるよう、「電子申請届出システム」を運用開始しました。

電子申請届出システムでは、画面上に直接様式・付表等の入力ができるとともに、添付資料をシステム上で一括提出することができるため、介護事業者の申請届出に係る業務負担が軽減されることが期待されます。

鹿沼市では、以下の申請・届出について、令和6年12月1日から受付を開始しています。令和7年度も紙媒体やメールでの提出も受付しますが、出来る限り電子申請届出システムのご利用をお願いします。

〈受付可能な電子申請・届出の種類及び提出期限〉

■指定新規申請

提出期限：遅くとも前月中旬までに書類が完成された状態であること

■変更届出

提出期限：変更後10日以内

■更新申請

提出期限：指定期限が切れる1か月前まで

※令和7年度中に指定期限が切れる事業所は別紙3-3のとおり

■その他申請届出

提出期限：種類による

■加算に関する届出

提出期限：(居住系サービス) 変更を予定する月の前月15日まで

(施設系サービス) 変更を予定する月の初日まで

■他方制度に基づく申請届出

提出期限：種類による